

『太陽光発電設置個人世帯に対する「同意書」徴収に対する質問状』へのご回答

1. 「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）」は、再生可能エネルギーの価値を認めて作られたものと電力会社もお考えでしょうか。

- RPS法は、太陽光、風力、バイオマスなどの新エネルギーの普及・促進を目的に、CO₂の削減に貢献するなど「環境価値」を評価する制度として制定されたものと理解しております。

2. それぞれの再生可能エネルギーによって、発電単価が異なります。同価格でグリーン電力を価値付けすると、特定の安い再生可能エネルギーだけが促進され、それ以外のものは衰退せざるを得なくなるとは思いますがいかがでしょうか。

- 環境価値の取引を市場原理に委ねることにより、ご指摘のような可能性も否定できませんが、RPS制度は、新エネルギー部会等におけるさまざまな議論を経て、新エネルギーの普及・促進に寄与する制度として制定されたものと理解しております。

3. 電力会社も特定の再生可能エネルギーだけを推進しようという方針なのでしょうか。

- 当社としては、RPS法の趣旨に沿って義務履行のために、新エネルギーの種類にかかわらず、経済産業省の設備認定を受けた新エネルギーを購入するとともに、当社自身も新たな新エネルギー開発に取り組んでいきたいと考えております。

4. 電力会社は競争原理で自然エネルギーを選択するのかを是とするのでしょうか。

- 新エネルギーの購入にあたっては、競争原理に加え、これまでの経緯や技術革新等によるコスト削減などを考慮し、対応していきたいと考えております。

5. RPSの考え方として、「物理的電気部分」と「環境価値部分」の分け方を妥当だとお考えですか。（例えば太陽光発電の場合、電力会社に設備費がかからないこと、最終的には配電の距離が縮まること、電力安全保障に寄与するなどの価値はどこで評価されるのでしょうか。）

- 「物理的電気部分」と「環境価値部分」に分けることについての評価は難しいと考えますが、一つの考え方かと思われまます。

6. 太陽光発電の「物理的電気部分」の価値を本当に石油などの発電燃料分と同等だと電力会社は考えるのでしょうか。

- 太陽光発電から購入する電気によって、火力燃料の焚き減らしが可能となることから、「物理的電気部分」の経済的価値は火力燃料費相当と評価しております。

7. 「太陽光発電など発電設備からの販売についてはその価格を妨げるものではない」とRPS法では例外措置が取られていますが、これを電力会社はどうか解釈しているのでしょうか。

- この表現は、「環境価値」の上限価格 11 円に対する補足説明として、太陽光発電などからの購入のように、電力会社が 11 円を超えて「環境価値」を購入することを妨げないことを明示したものと理解しております。

8. 太陽光発電の既設者に関して、設備認定代行および新エネルギーの当該電力会社への帰属に対して同意しなかった場合、現在の電力購入契約はどうなるのでしょうか。また、現在の契約が切れた後の更新契約において、電力購入価格およびその価格が適用される期間はどうか。さらに、同意した場合においても、現在の契約が切れた後の電力購入価格およびその価格が適用される期間はどうか定かではありません。その点はいかがでしょうか。

- 既契約で 10kW 以下の太陽光発電事業者には、平成 15 年 2 月 13 日に経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長より通知された『電気事業者による新エネルギー等電気の利用に関する特別措置法の運用に関する留意事項等について』に基づき、不同意という特段の意思表示がなければ、現行契約を継続させていただきます。これは、新エネルギー等電気相当量の上限価格が 11 円/kWh とされている中、その水準を大きく上回る当社としての最大限のご協力措置と考えております。
なお、電力受給契約の有効期間は、契約締結日から 1 年間ですが、双方異議がない場合は、更に 1 カ年間延長可能となっております。

9. 太陽光発電の設置者に対して、設備認定代行に同意しない場合は太陽光発電設備の電力受給契約を見直すという方針を出している電力会社もありますが、この実行に関しては裁判も辞さない姿勢でいらっしゃるのでしょうか。

- 当社としては、購入価値の違いを反映して、電気と環境価値セットの購入メニューと電気のみ購入メニューの 2 つを用意し、いずれかをお客さまに選択いただくよう考えております。
なお、設備認定は RPS 制度の前提となる手続きであり、お客さまに煩雑な手続きをおかけしないよう、申請の代行を申し出ているところです。

10. 新設者が設備認定代行に同意しない場合、太陽光発電の買取価格が約6円との方針を出した電力会社もありますが、では逆に管外の太陽光発電設置者個人から環境価値部分のみ購入する準備はできているのでしょうか。

○ 当社としては、義務量の達成状況を考慮の上、購入を検討させていただきます。

11. 電力会社はRPS法に反対されてきましたが、最終的に妥協され変則的なRPS法が成立しました。電力会社としては、このRPS法を本気で推進しようとしているのでしょうか。

○ RPS制度は、新エネルギー部会等におけるさまざまな議論を経て、新エネルギーの普及・促進に寄与する制度として施行されたものであり、同制度により新エネルギーの利用義務を課されている当社としては、義務履行のために鋭意努力したいと考えております。

12. 電力会社からのこの「同意書」の「お願い」ではPV設置者に対して、同意しなかった場合に買取価格を低減するような売買電の契約見直しを迫るものと、そのような圧力をかけないものと、各社間で大きな差があります。この点は電力会社としてどのようにお考えでしょうか。

○ 当社としては、購入価値の違いを反映して、電気と環境価値セットの購入メニューと電気だけの購入メニューの2つを用意し、いずれかをお客さまに選択いただくよう考えております。

以 上